平成２３年（フ）第１７０号
宮崎県延岡市片田町2963番地１
債務者　佐藤　正生
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８７号
青森県弘前市大字松原東３丁目１番地10
債務者　開坂　弘巳
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４８号
宮城県加美郡色麻町四竈字大坊50番地１　町営住宅17号
債務者　飯田　美香
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
相模原市南区相南４丁目15番14号　テラコッタ相南303
債務者　福井　茂樹
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７２４号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６番18―201号
債務者　ベスト・プラスワンこと　松谷　光祐
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４５号
兵庫県尼崎市西川１丁目５番１―304号
債務者　辻本　嘉男
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９７号
兵庫県西宮市宝生ヶ丘１丁目23番13号、前住所大阪府池田市天神２丁目１番１―410号
債務者　白井　晃次
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４７号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目13番１号　ユキツインマンションＡ―201
債務者　松隈　知美（旧姓浦本）
１　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３５号
福岡県飯塚市佐與1429番地　市営石丸団地住宅383号
債務者　坂本　和美
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１５９号
福岡県飯塚市北古賀230番地　ドリームハイツ中野５号
債務者　籾井　準也
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６１号
福岡県飯塚市立岩1173番地３　富士スカイハイツ307号、前住所福岡県嘉麻市岩崎1233番地１
債務者　樋口　信義
１　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７５９号
北九州市小倉北区古船場町４番32―207号
債務者　相良　幸雄
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０３号
北九州市小倉北区妙見町２番10―202号
債務者　広田こと　朴　　弘美
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０６号
北九州市門司区吉志１丁目33番１―103号
債務者　西河照壱こと　盧　　相
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８１７号
北九州市小倉南区津田南町18番26―106号
債務者　安部　奉宏
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３９号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―508号
債務者　井村　奈央（旧姓長尾）
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８０号
福島県郡山市西ノ内１丁目19番15号
債務者　新田　智子
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係